

## 名張市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）に基づき名張市が実施した国土調査の成果及び測量成果について、広く一般の利便に資するため、成果等の閲覧及び交付に関して必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「成果等」とは、法第19条第2項の規定により認証された成果又は同条第5項の規定により指定された地図及び簿冊並びにこれらに関わる成果をいう。

2 この要綱において「暫定成果」とは、法第19条第2項の規定による認証又は同条第5項の規定による指定を受ける以前の成果であって、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成14年3月14日付け国土国第591号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づく検査を本市が実施したものをいう。

### (成果等の種類)

第3条 閲覧又は写しの交付に供する成果等は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図根三角点成果表及び点の記
- (2) 地籍図根多角点成果表
- (3) 地籍図根測量網図
- (4) 一筆地測量成果
- (5) 地籍図
- (6) 地籍簿
- (7) 法第19条第5項の規定により指定されたもののうち、前各号に掲げる成果等に相当するもの

### (成果等の閲覧)

第4条 成果等の閲覧を行おうとする者は、市長にその旨を申し出るものとする。

### (成果等の写しの交付)

第5条 第3条各号に掲げる成果等の写しの交付を受けようとする者は、名張市地籍調査成果等交付申請書（様式第1号）を市長に提出することにより、交付を申請するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る成果等の写しに法第19条第2項の規定により認証され、又は同条第5項の規定により指定された成果等と相違ないことを証明する旨を付記して交付するものとする。

3 市長は、前項の規定による交付に当たっては、名張市手数料徴収条例（昭和40年条例第11号）別表第1に規定する手数料を徴収するものとする。

### (閲覧及び成果の写しの交付の例外)

第6条 市長は、第3条各号に掲げる成果等の閲覧の申出又は写しの交付の申請があった場合において、当該成果等が次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じないことが

できるものとする。

- (1) 当該成果等に誤りがあり、その調査又は修正を行っているとき。
- (2) 閲覧の申出又は写しの交付の申請があった成果等が、名張市個人情報保護条例（平成15年条例第1号）に規定する個人情報に該当し、閲覧の申出又は写しの交付申請を行った者が開示請求権を有していないとき。

（暫定成果の種類）

第7条 写しの交付に供する暫定成果は、次に掲げるものとする。

- (1) 地籍図根三角点成果簿
- (2) 地籍図根多角点成果簿
- (3) 地籍図根測量網図
- (4) 筆界点成果簿
- (5) 筆界点番号図

（暫定成果の閲覧）

第8条 暫定成果の閲覧を行おうとする者は、市長にその旨を申し出るものとする。

- 2 暫定成果の閲覧の申出を行うことができる者は、前条第1号から第3号までに掲げる暫定成果にあつてはその地籍図根三角点又は地籍図根多角点を用いて測量を実施する者に、同条第4号又は第5号に掲げる暫定成果にあつては次に掲げる者に限るものとする。

- (1) その筆の登記名義人又はその相続人
- (2) 前号に規定する者からの委任を受けた土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第8条に基づき登録された土地家屋調査士又は司法書士法（昭和25年法律第197号）第8条に基づき登録された司法書士

- 3 市長は、前項の規定にかかわらず、国の機関（裁判所を含む。）又は地方公共団体の機関より公共事業、裁判又は筆界特定制度の用に供するため、暫定成果の交付を求められたときは、これに応じることができるものとする。

- 4 暫定成果の閲覧に当たっては、手数料の徴収は行わないものとする。

（暫定成果の写しの交付）

第9条 第7条各号に掲げる暫定成果の写しの交付を受けようとする者は、名張市地籍調査暫定成果（写）交付申出書（様式第2号）を市長に提出することにより、申し出るものとする。

- 2 前条第2項から第4項までの規定は、暫定成果の写しの交付について準用する。

（暫定成果の取扱い）

第10条 交付する暫定成果は、前条第1項の規定による申出のあった時点で測量又は調査が完了しているものに限るものとし、必要な部分を複写したものを交付するものとする。

（暫定成果の写しの交付の利用）

第11条 暫定成果の写しの交付を受ける者又はこれを利用する者は、この成果が暫定であ

ることを理解し、その利用に当たっては十分な確認及び点検を行うものとする。

- 2 暫定成果の写しの交付を受ける者は、この暫定成果を用いて得た結果により支障又は損害が発生する可能性があることを理解し、万一これらが発生した場合の責は全て交付を受けた者が負うものとする。

#### 附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

名張市地籍調査成果等交付申請書

名張市長 宛て

名張市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱（令和3年名張市告示第153号）第5条第1項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請者 (窓口に来られた方)	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	

1. 交付を申請する成果等

成果の種類	交付申請する成果等	件数
<input type="checkbox"/> 地籍図根三角点成果	<input type="checkbox"/> 成果表 <input type="checkbox"/> 点の記	件 枚
<input type="checkbox"/> 地籍図根多角点成果	<input type="checkbox"/> 成果表	件 枚
<input type="checkbox"/> 地籍図根測量網図	<input type="checkbox"/> 三角点網図 <input type="checkbox"/> 多角点網図	枚
<input type="checkbox"/> 一筆地測量成果	<input type="checkbox"/> 座標成果簿 <input type="checkbox"/> 一筆地測量図	件 枚
<input type="checkbox"/> 地籍図		枚
<input type="checkbox"/> 地籍簿		枚

2. 交付を申請する土地又は基準点の表示

土 地	土地の所在	名張市	名張市
	申請する地番		
基 準 点			

3. 申請の理由

<input type="checkbox"/> 境界の確認のため <input type="checkbox"/> 境界復元のため <input type="checkbox"/> 分筆登記のため <input type="checkbox"/> 測量のため
<input type="checkbox"/> その他 ( )

※担当記入欄

手数料	受 付	交 付	確 認
件 円			

